

道路使用許可を申請する皆様へ（参考情報）

平成28年4月1日から交通誘導警備業務で検定合格警備員の配置が必要な路線（区間）が増加します。

警備業法等では、道路工事等で交通誘導のため警備員を配置する場合、都道府県公安委員会が指定する路線（区間）では、検定に合格した警備員を配置して実施しなければならないこととされています。

これは、事故が発生した場合に多数の者に危険が生じるおそれがあると認められる路線（区間）で交通誘導警備業務を行う警備員には、その実施に際して専門的知識及び能力が必要であるためです。

福島県公安委員会は、これまで福島県内の5路線を指定していましたが、指定から8年が経過し、県内の交通環境が大幅に変化していることから、道路における危険を防止して交通の安全と円滑の確保を図るために、この度、指定路線の改正が行われました。

平成28年4月1日からは、裏面に記載されている25路線（区間）において交通誘導警備業務を行う場合には、検定に合格した警備員の配置が必要になりますので、ご注意願います。



検定合格警備員とは

警備業法では、その警備業務に関して専門的知識及び能力を有することを公的に認めるものとして検定の制度を定め、試験を実施して、一定水準以上の『専門的知識及び能力を有する者』に対して、都道府県公安委員会が合格証明書を交付する旨を規定しています。

この検定は、国家公安委員会に登録している警備員特別講習事業センターにおいても全国一律に実施しており、その合格率は、全国平均で50%～60%となっております。

（一社）福島県警備業協会・福島県警察本部

「警備員等の検定等に関する規則」に基づく検定合格警備員の配置が必要な路線の変更について（令和8年6月1日施行）

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条で規定する福島県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務（平成27年福島県公安委員会告示第56号）については、県内の交通環境や諸情勢の変化により見直した結果、令和7年福島県公安委員会告示第101号のとおり変更となります（令和8年6月1日施行）。

（福島県公安委員会告示第101号 令和7年11月18日付け福島県報第627号に登載）

【 検定合格警備員の配置が必要な路線について 】

令和8年6月1日から、福島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務は、現行の25路線から、下表のとおり、**31路線**となります。

路 線	区 間
一般国道4号	福島県の全域
一般国道6号	福島県の全域
一般国道13号	福島県の全域
一般国道49号	福島県の全域
一般国道114号	福島県の全域
一般国道115号	福島県の全域
一般国道118号	福島県の全域
一般国道121号	福島県の全域
一般国道252号 【追加】	福島県の全域
一般国道288号	福島県の全域
一般国道289号	福島県の全域
一般国道294号	福島県の全域
一般国道349号	福島県の全域
一般国道399号	福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く。）
一般国道459号	福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く。）
県道福島飯坂線	福島県の全域
県道日立いわき線	福島県の全域
県道原町川俣線	福島県の全域
県道いわき石川線	福島県の全域
県道小名浜四倉線	福島県の全域
県道郡山停車場線 【追加】	福島県の全域
県道いわき上三坂小野線	福島県の全域
県道小名浜平線	福島県の全域
県道常磐勿来線	福島県の全域
県道郡山大越線 【追加】	福島県の全域
県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域
県道小名浜小野線 【追加】 ※ 路線の起点から通称「下船尾交差点」まで	福島県いわき市小名浜下神白字林崎27番3地先から福島県いわき市常磐下船尾町古内289番8地先まで
県道河内郡山線	福島県の全域
県道荒井郡山線 【追加】	福島県の全域
県道須賀川二本松線	福島県の全域
県道相馬新地線 【追加】	福島県の全域

当該路線において交通誘導警備業務を行う場合、その場所ごとに、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を、1人以上配置しなければなりません。